

「勤労者福祉施策に関する指針(案)」について、 あなたのご意見をお寄せください

【期間】 令和6年4月23日(火)から令和6年5月23日(木)まで(必着)

1 資料の閲覧について

次の方法・場所で閲覧できます。

- (1) 静岡市役所 清水庁舎5階 商業労政課
- (2) 各区役所の市政情報コーナー
- (3) 静岡市ホームページ
(<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5478/s013066.html>)



2 ご意見の提出方法

- (1) 郵送または持参 下記3に、郵送またはご持参ください。
- (2) FAX 下記3に、FAXでお送りください。
- (3) 電子申請 応募用フォームでご提出ください



3 問合せ先

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号
静岡市役所 清水庁舎5階
静岡市 経済局 商工部 商業労政課 雇用・産業人材係
TEL 054-354-2430/FAX 054-354-2132



指針(案)の概要

指針とは

静岡市の勤労者福祉施策の今後の方向性を定めるもの

策定の趣旨

現在の勤労者福祉を取り巻く状況を踏まえた方向性を、「勤労者福祉施策に関する指針」として定め、社会環境の変化や勤労者のニーズに対応した新たな勤労者福祉施策を進めていく

目指す姿

就労を望む誰もが働きやすい就労環境のもと、安心してやりがいをもって働き続けることができるまち

取組方針

- (1) 働きやすい就労環境の創出
- (2) 能力を向上させやすく、発揮しやすい環境の創出

